

姫路敏議員に対する辞職勧告決議

姫路敏議員は、令和4年2月に新型コロナウイルスに関する補助金をだまし取った疑いで逮捕され、議員を辞職した。同年3月、ほかの補助金も詐取した疑いと百条委員会の採決に絡み贈賄を申し込んだ疑いで再逮捕された。裁判では一審二審ともに有罪判決、令和6年7月1日最高裁は上告を棄却する決定を下し、懲役2年6か月執行猶予4年の判決が確定した。

村上市議会基本条例は、第3条で議員の活動原則を定め、「高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと」とある。

今回の行為は、市民の信託を受けた市議会議員としての自覚を欠く恥ずべきものである。議員一個人の問題にとどまらず、村上市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させ、品位と権威を傷つけたことによる社会的・道義的責任は極めて重く、断じて許されるものではない。

よって、姫路敏議員は判決確定を受け、自らの意思と責任により、直ちに市議会議員を辞職することを村上市議会として改めて強く求めるものである。

以上、決議する。

令和6年9月27日

村上市議会